

大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく石綿飛散防止対策について

令和5年12月5日（火）

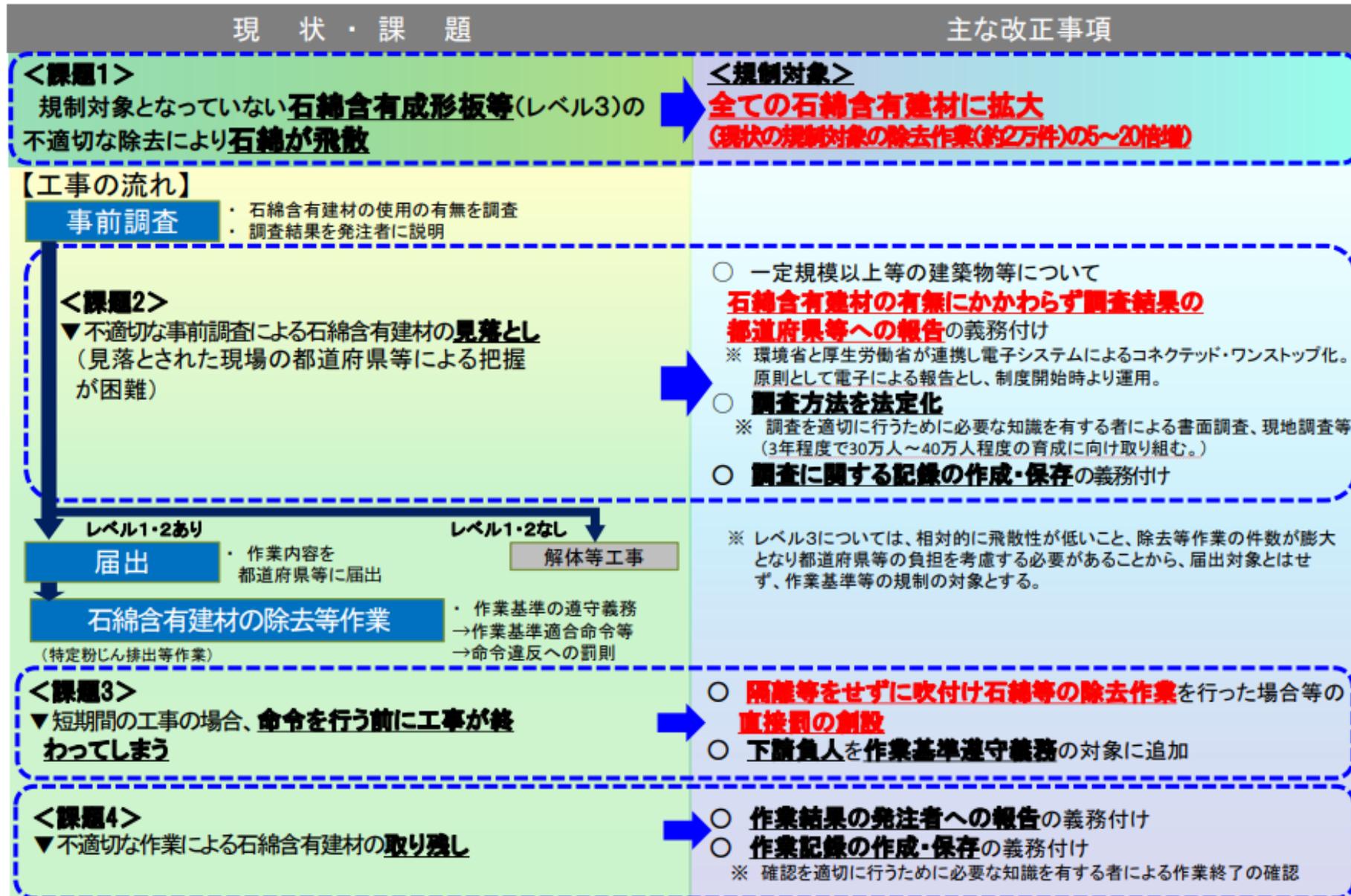
大阪府環境農林水産部環境管理室

事業所指導課大気指導グループ 加藤



大気汚染防止法の改正等について

大気汚染防止法の一部を改正する法律の概要 (令和2年法律第39号) (令和2年6月5日公布)



大気汚染防止法の改正事項と施行日

規制内容	令和2年 6月 10月	令和3年 4月	令和4年 4月	令和5年 10月	
特定建築材料以外の石綿含有 建材への規制		周知	令和3年4月施行		
事前調査の信頼性確保	事前調査の方法の 法定化	周知	令和3年4月施行		
	一定の知見を有する者 による事前調査の実施		周知、者の育成	令和5年10月 施行	
	事前調査結果の記録の 作成、保存	周知	令和3年4月施行		
	事前調査結果の控への 現場への備え置き	周知	令和3年4月施行		
	事前調査結果概要の 都道府県等への報告		周知、システム整備	令和4年4月施行	
	隔離をともなう作業での 石綿漏えいの有無の確認		周知	令和3年4月施行	
適正に行われたことの確認	知識を有する者による 取り残しの有無の確認	周知	令和3年4月施行		
	作業の記録	周知	令和3年4月施行		
	適切に行われたことの確認、 確認結果の記録・保存	周知	令和3年4月施行		
	作業結果の発注者への 書面での報告、記録	周知	令和3年4月施行		
直接罰の適用		周知	令和3年4月施行		
罰則の対象の拡大		周知	令和3年4月施行		

改正大気汚染防止法の公布

改正大防法施行令（政令）・施行規則（省令）の公布

工作物に係る事前調査を行う者

大気汚染防止法施行規則等の一部改正（令和5年6月環境省令第10号）

設計図書その他書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定めるもの（令和2年10月環境省告示第76号）の一部改正（令和5年6月環境省告示第47号）（令和5年6月23日公布、令和8年1月1日施行）

① 特定工作物（第1号～第5号、第7号～第11号）

○ 工作物石綿事前調査者

② 特定工作物（第6号、第12号～第17号）

③ 特定工作物以外の工作物のうち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等に係るもの

○ 工作物石綿事前調査者

○ 建築物石綿含有建材調査者

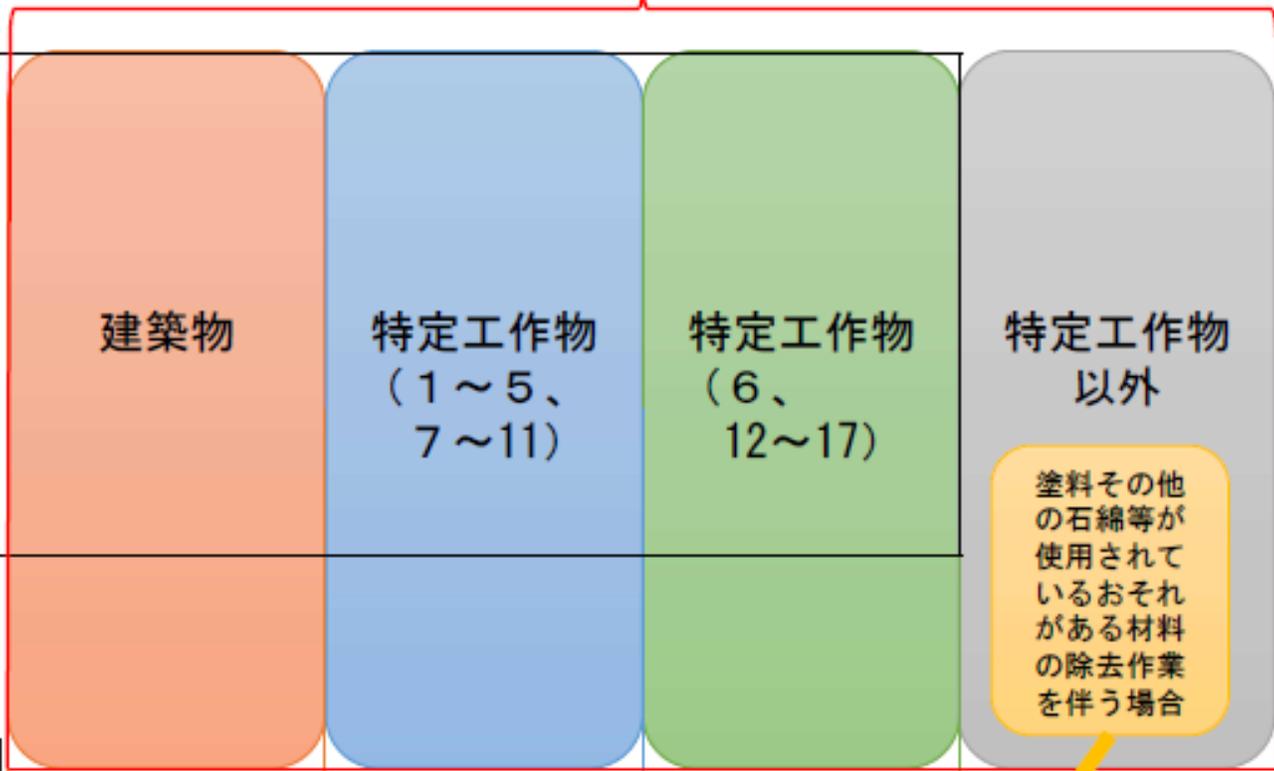
【特定工作物】

- ① 1：反応槽、2 加熱炉、3：ボイラー及び圧力容器、4：配管設備、5 焼却設備、7：貯蔵設備、8：発電設備、9：変電設備、10：配電設備、11：送電設備
- ② 6：煙突、12トンネルの天井板、13：プラットホームの上家、14：遮音壁、15：軽量盛土保護パネル、16：鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、17：観光用エレベーターの昇降路の囲い

【参考】 事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ

すべての建築物等の解体等工事において **事前調査が必要**

一定規模以上の建築物、
特定工作物に係る解体
等工事において、**事前
調査結果の報告が必要**



特定工作物（環境大臣が定める工作物）

- 1：反応槽 2：加熱炉
- 3：ボイラー及び圧力容器
- 4：配管設備 5：焼却設備
- 7：貯蔵設備 8：発電設備
- 9：変電設備 10：配電設備
- 11：送電設備

- 6：煙突
- 12：トンネルの天井板
- 13：プラットホームの上家
- 14：遮音壁
- 15：軽量盛土保護パネル
- 16：鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- 17：観光用エレベーターの昇降路の囲い

※番号は、「特定建築材料が使用されているおそれ
が大きいものとして環境大臣が定める工作物」
（令和2年10月環境省告示第77号）の号番号

建築物石綿含有建材調査者等

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

建築物石綿含有
建材調査者等
による調査が必要

工作物石綿事前
調査者による調
査が必要

建築物石綿含有建材調査者等
又は工作物石綿事前調査者
による調査が必要

※一戸建て等建築物石綿含有建材調査者は、建築物のうち一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができる。

法、条例に基づく石綿規制について

(1) 規制対象

全ての石綿含有建築材料が規制対象

- ・ 吹付け石綿（レベル1）
- ・ 石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材（レベル2）
- ・ 石綿含有仕上塗材（レベル3相当）
- ・ 石綿含有成形板等（レベル3）
⇒（建材例）スレート、ビニル床タイル、ケイカル板第1種 など



吹付け石綿



石綿含有断熱材



石綿含有仕上塗材



石綿含有成形板等

(2) 事前調査の対象

解体・改造・補修工事を行う場合、事前調査が必要

※電動工具等を用いて壁面等に穴をあける作業についても
事前調査が必要です。



※自治体への報告要件に該当していなくても**事前調査が必要**です。

事前調査が不要である工事例

- ・釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。
- ・既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業、既存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。

(3) 事前調査の方法

書面調査

- ・ 建築物等の設置の工事に着手した日
- ・ 使用されている建材の種類
- ・ 石綿含有建材データベース等を使用して石綿含有有無の確認

H18.09.01以後に設置の工事に着手した建物は、現地での目視調査不要。

目視調査

- ・ 設計図書と異なる点がないかを確認
- ・ 建築材料に印字されている製品名や製品番号等の確認
- ・ 石綿を含有する可能性のある建材の特定
- ・ 石綿含有の有無が不明で、分析を行う場合は建材の採取※

※同一建材ごとに3箇所以上の採取が必要

分析調査

書面及び目視調査で、石綿含有の有無が把握できない場合

- ・ 分析調査を実施する

もしくは

- ・ 「石綿含有あり」とみなして適正な飛散防止措置をとる（この場合分析調査は不要）



(4) 事前調査の義務を負う者

事前調査の義務は、
元請業者等（元請業者又は自主施工者）にあります！

調査漏れがないか、調査が適切な手法で行われているかを確認

※過去の調査結果が現行法の規定に従ったものであるときは、
根拠資料としてその結果を活用しても構いません。

(参考) 石綿含有製品の石綿含有率の定義

昭和50年10月1日以後	平成7年1月26日以後	平成18年9月1日以後
5重量%超	1重量%超	0.1重量%超

過去の調査結果で石綿含有「なし」と記載

→現行の基準では石綿含有「あり」となる場合があるので要注意！

(5) 事前調査を実施する者

○令和5年10月から調査者等による事前調査が義務化

調査者等

- ・ 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者
(一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る)
- ・ 義務付け適用前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

○令和5年10月から分析調査者による分析調査が義務化 (石綿則)

分析調査者

- ・ 所定の学科講習及び分析の実施方法に関する厚生労働大臣の定める所定の実技講習を受講し、修了考査に合格した者
- ・ 上記と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(6) 事前調査結果の自治体への報告

報告の対象

- ・ 建築物の解体作業で、工事の対象となる建物の**床面積の合計が80m²以上**であるもの
- ・ 建築物等※の改修作業で、工事の**請負代金の合計が100万円以上**であるもの

※工作物は環境大臣が定めるもの（令和2年環境省告示第77号）

材料費、消費税を含む。
事前調査の費用は除く。

報告の時期

事前調査実施後、速やかに（遅くとも工事に着手する前までに）

報告者

元請業者又は自主施工者

※上記の報告対象外であっても、解体等工事を行う際には事前調査が必要です。

(7) 特定粉じん排出等作業実施届出書

○吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材：大気汚染防止法

○「石綿含有仕上塗材」又は「石綿含有成形板等」のいずれかの除去面積が1,000m²以上の場合：大阪府生活環境の保全等に関する条例

発注者又は自主施工者が作業開始（※）の日の**14日前**に届出を行わなければならない。

※作業開始とは、石綿の除去等に先立って行う、作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置、足場の設置などの石綿の飛散防止のための作業を含む、一連の作業の開始をいう。

(8) 石綿濃度測定計画届出書

法届出対象の石綿含有建材

(レベル2建材のかき落とし等以外の作業は除く) の使用面積が50㎡以上の場合

- 特定粉じん排出等作業実施届出書とあわせて石綿濃度測定計画届出書の提出が必要。

測定時期	測定回数	測定場所
作業開始前	1回	周辺1方向 (最も高濃度が予想される場所)
作業期間中	1回以上 (特定粉じん排出等作業の 日数が6日までごと)	周辺4方向 (各方向で最も高濃度が 予想される場所を含む)
作業完了後	1回	周辺1方向 (作業中最も高濃度であった場所)



※測定時間：2時間以上4時間以下（平成29年6月1日～）

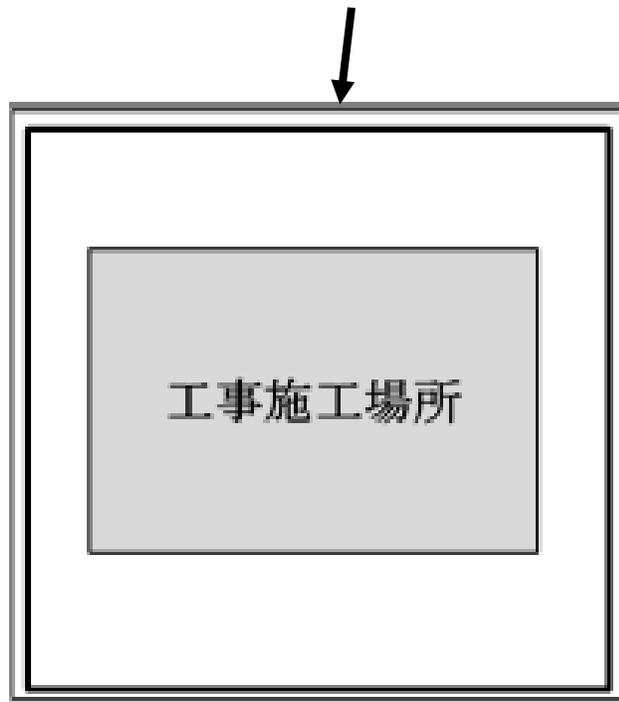
- 測定結果については発注者へ報告し、3年間の保存が必要。
⇒ 測定結果を特定粉じん排出等作業の完了報告書へ添付すること。

(9) 工事施工境界基準

特定粉じん排出等作業に係る請負人が、作業を行うために専有した区画（工事施工区画）との境界における規制基準

⇒ 工事施工境界基準：10本/L以下

工事施工区画境界線 = 敷地境界線



敷地境界線

工事施工区画境界線

